

大洲市役所広告付き庁舎案内等表示板設置事業実施に係る協定書

大洲市（以下「所有者」という。）と〇〇〇〇（以下「設置者」という。）は、大洲市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）に広告付き庁舎案内等表示板（以下「案内表示板」という。）を設置することに關し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、所有者が管理する本庁舎において、設置者が民間事業者等を広告主とした案内表示板を設置することの取扱いについて定めることを目的とする。

（業務）

第2条 設置者は、案内表示板を製作し、所有者はこれを設置することについて承諾するものとする。

2 設置者は、案内表示板への広告の掲載を希望する広告主を募集して広告を掲出するものとし、所有者はこれを承諾するものとする。なお、設置者は、所有者に対して第7条に規定する広告料を支払うものとする。

3 設置者は、本協定のほか、大洲市広告事業実施要綱及び大洲市広告事業掲載基準（以下「広告掲載基準等」という。）を遵守し、前項に規定する広告を掲出しなければならない。

4 設置者は、案内表示板の設置及び維持管理並びに広告掲出について所有者の指示に従い、大洲市役所広告付き案内等表示板設置事業仕様書に基づき、正確かつ迅速にして善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

（業務の実施及び協議）

第3条 設置者は、案内表示板の仕様及び施工方法等について、あらかじめ所有者と協議し、所有者の承諾を得た上で、案内表示板の設置を行わなければならない。また、設置者が仕様等を変更する場合も同様とする。

（設置場所）

第4条 設置者が案内表示板を設置できる場所は、大洲市役所本庁舎1階ロビーの所有者の指定する場所とする。

2 案内表示板設置後において、所有者に設置場所の変更の必要が生じたときは、設置者はこの変更に応じ、設置者の負担で設置場所を変更するものとする。

(協定期間)

第5条 本協定の期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、所有者又は設置者のいずれかによる書面による更新拒絶の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件をもって、設置期間は1年毎に自動更新され、その後も同様とする。

- 2 更新については、令和13年3月31日を超えることができないものとする。

(使用の許可及び使用料等)

第6条 設置者は、第2条の規定に基づき案内表示板を設置するときは、大洲市公有財産規則(平成17年1月11日大洲市規則第55条)の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

- 2 設置者は、前項に定める許可を得たときは、大洲市行政財産の使用料徴収条例(平成20年3月28日大洲市条例第2号)に基づく使用料を、所有者の発行する納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。

なお、許可期間に1年又は1月末満の端数が生じた場合は、日数に応じ日割り計算とする。

- 3 案内表示板設置にかかる費用、光熱費及び維持管理費にかかる費用は、設置者の負担とする。
- 4 設置者が所有者に支払う光熱費は、機器の定格消費電力を基に所有者が算出し、使用料と併せて納付しなければならない。

(広告料)

第7条 設置者が所有者に支払う広告料は、月額○○○円に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

- 2 設置者は、前項の広告料を、所有者の発行する納入通知書により指定された期日までに納付しなければならない。なお、設置期間に1月に満たない期間があるときは、日割り計算により算出するものとする。

(広告主及び広告内容の審査)

第8条 設置者は、案内表示板へ掲載する広告主及び広告の内容について、広告掲載基準等に基づく所有者の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲載できない。

- 2 設置者は、前項に定める審査を受けるため、掲載する広告のデザイン等必要な資料を所有者の指定する日までに、所有者に提出するものとする。
- 3 所有者及び設置者は、広告主及び広告内容について、本庁舎の公共性及び美観並びに本庁舎利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の修正等)

第9条 所有者は、広告の内容が本庁舎で掲載する広告としてふさわしくない

と所有者が合理的な理由により判断したときは、いつでも、設置者に対して広告の内容の修正又は広告の削除（以下「修正等」という。）を求めることができ、設置者はこれに従わなければならない。

2 前項の修正等に係る費用は、設置者が負担する。

（広告内容の変更）

第10条 設置者は、自己又は広告主の都合により広告の内容を変更するときは、事前に所有者と協議し、その審査を求め、承認を得るものとする。

2 前項に定める広告内容の変更については、第8条の規定を準用する。

3 前項に定める広告内容の変更に係る費用は、設置者が負担する。

（広告内容についての責任）

第11条 設置者は、広告の内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

（1）広告内容に関する一切の責任は設置者が負うものとし、所有者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

（2）設置者は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて確認するものとし、そのことについて所有者に対し保証するものとする。

（3）所有者に対して第三者から広告に関し損害を被ったという請求がなされた場合は、設置者の責任及び負担において解決するものとし、所有者は責任及び負担を負わないものとする。

（設置者と広告主との契約）

第12条 設置者は、広告の掲載にあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

（案内表示板の製作及び設置）

第13条 案内表示板の製作及び設置に係る作業は、所有者設置者双方が協議の上、所有者の承諾に基づいて設置者の負担により行うものとする。

（案内表示板の設置等にあたっての留意事項）

第14条 設置者は、案内表示板の設置にあたっては、本庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障にならない場所及び構造とするよう配慮しなければならない。

2 設置者は、案内表示板の脱落及び破損等により、本庁舎の利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 設置者は、案内表示板を原因とした事故に対し、本庁舎利用者等から損害賠償の請求がなされた場合、設置者の責任及び負担にて解決するものとし、所有者は責任及び負担を負わないものとする。

4 所有者は、設置者に対して、第1項及び第2項の留意事項について、助言又

は指導を行うことができ、設置者はその助言又は指導に従わなくてはならない。なお、当該助言又は指導に従うことによって生じる経費は、設置者が負担する。

5 案内表示板の設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、設置者の希望日時を事前に調整した上で、所有者が指定する日時に行うものとする。

(案内表示板の復旧等)

第15条 設置者は、案内表示板が毀損又は汚損したときは、速やかに復旧等の最適な措置をとらなければならない。

2 所有者は、案内表示板の毀損又は汚損を発見したときは、速やかに設置者に通報するものとする。

3 第1項に定める復旧等に係る経費は、設置者が負担するものとする。

(案内表示板の一時撤去又は掲載広告の一時削除)

第16条 所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、設置者に案内表示板の一時撤去又は掲載広告の一時削除を指示することができ、設置者はこの指示に従わなくてはならない。

(1) 案内表示板が毀損又は汚損したとき。

(2) 第6条第1項の許可が得られないとき。

2 前項の一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと所有者が認めるときは、設置者は案内表示板の設置及び掲載広告を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除及び前項の再開に関する費用は設置者が負担する。

4 第1項の指示があったにも関わらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に設置者が一時撤去又は一時削除を行わないときは、所有者は設置者の承諾を得ることなく案内表示板を自ら一時撤去又は一時削除することができる。

5 前項において、要した費用は設置者が負担するものとし、所有者は一時撤去又は一時削除によって生じた設置者の損害の賠償を行わない。

6 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合で、使用料が納付済の場合は、所有者は当該期間中の納付済使用料を違約金とみなし、設置者にその返還をしない。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(所有者の解除権)

第17条 所有者は、設置者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、催告なしにいつでも本協定を解除することができる。

(1) 第6条第1項の使用許可が取り消されたとき。

(2) 法令又は本協定に違反したとき。

- (3) 本協定の内容の履行に関し、設置者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
 - (4) 設置者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
 - (5) 設置者が破産手続きの申立て、更生手続き開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当な理由があるとき。
 - (6) 第18条の規定によらないで、設置者が本協定の解除を申し出たときで、所有者が協定の解除が相当であると認めるとき。
- 2 所有者は、前項各号に規定する場合のほか、公共の用に供するため、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、設置者との協議により本協定を解除することができる。
- 3 所有者は、第1項の規定により本協定を解除した場合において、設置者に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することを要しない。
- 4 設置者は、所有者が第1項の規定により本協定を解除した場合において、所有者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 本条の規定により本協定が解除された場合において、設置者の責めに帰すべき事由がある場合は、所有者は納付済使用料を違約金とし、設置者に返還しない。
- 6 前項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(設置者の解除権)

第18条 設置者は、所有者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により所有者に催告した上で、本協定を解除できる。

- (1) 所有者が本協定に違反したとき。
 - (2) 本協定の履行に関し、所有者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (解除に伴う撤去)

第19条 設置者は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なく案内表示板の撤去を行わなければならない。

(一時撤去、一時削除、解除に伴う広告主への補償等)

第20条 設置者は、第16条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除が行われた場合又は第17条第1項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとし、所有者は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第21条 設置者は、次の各号に該当する場合は、所有者に対し損害の賠償を請

求しないものとする。

- (1) 第8条第1項により広告の掲載が認められなかった場合
 - (2) 第9条第1項により修正等を行った場合
 - (3) 第14条第4項による助言若しくは指導に従った場合
 - (4) 第16条第1項若しくは第4項の規定による一時撤去若しくは一時削除がなされた場合
 - (5) 第17条第1項による解除がされた場合
- 2 所有者は、本協定に特段の定めがある場合を除き、本協定の履行に関して、所有者の責めに帰すべき事由により設置者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りでない。
 - 3 設置者は、本協定に特段の定めがある場合を除き、本協定の履行に関して、設置者の責めに帰すべき事由により所有者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りでない。
 - 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は、所有者設置者双方が協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

第22条 本協定の履行に関して第三者に生じた損害の賠償に関しては、本協定に特段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が所有者の責めに帰すべき事由により生じたときは、所有者が自らの責任と負担をもって解決する。
 - (2) 当該損害が設置者の責めに帰すべき事由により生じたときは、設置者が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、所有者設置者双方が協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(原状回復)

第23条 設置者は、使用許可の期間満了又は許可の取消し等により案内表示板を撤去したときは、速やかに原状回復をしなければならない。なお、原状回復に係る費用は、設置者の負担とする。

(著作権等)

第24条 設置者は、案内表示板の設置及び製作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料又は履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 所有者が、本協定に基づき、案内表示板に掲載されている写真又は画像データを、その業務のために、製作若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合は、設置者はその使用を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第25条 設置者は、本協定から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、継承し又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ所有者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

(裁判管轄)

第26条 本協定に関する訴訟は、大洲市役所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第27条 本協定の定めに疑義が生じたとき、及び本協定に定めのない事項については、所有者設置者双方が協議して定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

所有者 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長 二宮 隆久

設置者 ○○○○
○○○○
○ ○ ○ ○ ○ ○